

ご存知ですか？

相続登記が義務化されました

秋田県司法書士会

相続に関するルールが変わりました



相続登記・遺言に関するご相談は 司法書士へ

法律の改正により相続登記が令和6年4月1日より義務化されました。
まだ登記していない方、これから発生する相続に備えて準備をしておきたい方、
お気軽に 司法書士へご相談ください。

Q いつまでに相続登記を申請しないといけないですか？

A 不動産を相続(取得)したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請をする必要があります。



Q 相続登記の申請義務に違反したらどうなりますか？

A 正当な理由がないのに相続登記の申請を怠った場合は、10万円以下の過料の適用対象となります。



相続登記
ここが
変わりました

Q 法律施行日前に発生した相続についても義務になりますか？

A 施行日前に発生した相続についても義務になります。令和6年4月1日から3年以内に相続登記を申請しなければなりません。



Q 期限までに相続登記ができる場合はどうすればいいですか？

A 登記簿上の所有者について相続が開始したことおよび自分が相続人であることを申し出ることで、相続登記の申請義務を履行したものとみなされます(相続人申告登記制度)。

司法書士はあなたの身近な法律問題を解決するお手伝いをします

Q 自筆証書遺言書保管制度とは？

A 自筆証書遺言書保管制度は、遺言書を法務局で保管する制度で、これにより遺言書の紛失やこれを発見した者による破棄、隠匿、改ざん等の危険を防止することができ、また、家庭裁判所における検認の手続も不要となります。

遺言について

Q どんな場合に遺言をしておくとよいですか？

A 遺言を活用し得る場面は様々ですが、独身や相続人のいない方、お子さんがいなくて配偶者に兄弟が多い方、相続人が多人数となる場合、相続人の中に行方不明者がいる場合、相続人間の感情的対立が予想される場合、相続人以外の者に財産を渡したい場合などが典型的です。

初回の相談を無料でご利用いただけます。

お近くの司法書士事務所をご案内いたします。

秋田県司法書士会 相続登記相談センター

018-824-0055